

5.9 電波障害

5.9.1 工事の完了後

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.9-1 に示すとおりである。

表 5.9-1 調査事項（工事の完了後）

区分	調査事項
予測した事項	・新施設の存在によるテレビ電波（地上デジタル波及び衛星放送）の遮蔽障害及び反射障害
予測条件の状況	・施設の状況（建屋の形状、高さ等）
環境保全対策の実施状況	【工事の施行中】 ・工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、CATV の活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等、速やかに適切な措置を講じる。 ・クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向と平行に向ける等、極力障害が生じないように配慮する。 ・計画地周辺地域に、受信障害に関する連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図る。 【工事の完了後】 ・工事の完了後に電波障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブルテレビ等による受信対策等の適切な措置を講じる。 ・既設の共同受信施設に対して、工事の完了後に電波障害が生じた場合は、ケーブルテレビ等による受信対策等の適切な措置を講じる。 ・計画地周辺地域に、受信障害に関する連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図る。

注 1）（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の影響も踏まえて調査を実施する。

(2) 調査地域

調査地域は、本施設により電波障害が発生すると考えられる計画地及びその周辺とする。

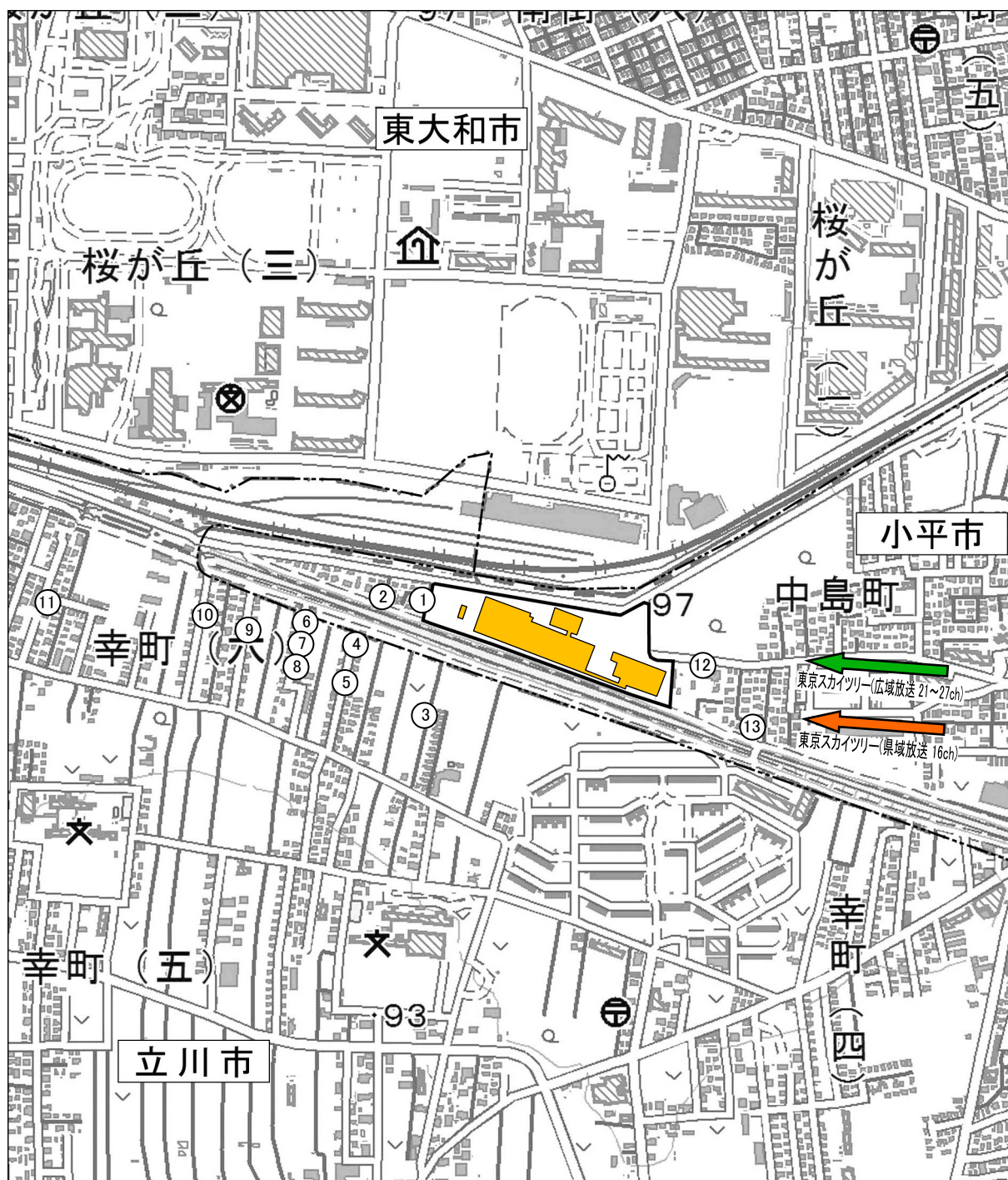
(3) 調査手法

調査手法は、表 5.9-2 に示すとおりである。

表 5.9-2 調査手法（工事の完了後）

調査事項		新施設が存在によるテレビ電波（地上デジタル波及び衛星放送）の遮蔽障害及び反射障害
調査時点		工事が完了した時点とする。
調査期間	予測した事項	工事が完了した時期とする。
	予測条件の状況	「予測した事項」と同一期間とする。
	環境保全対策の実施状況	「予測した事項」と同一期間とする。
調査地点	予測した事項	評価書において、計画建築物によるテレビ電波（地上デジタル放送）の遮蔽障害及び反射障害を調査した 13 地点と同様とする。（図 5.9-1 参照）
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全対策の実施状況	計画建築物によるテレビ電波（地上デジタル放送及び衛星放送）の遮蔽障害及び反射障害が及ぶ範囲とする。
調査手法	予測した事項	電波測定車による現地調査及び関係資料の整理による。
	予測条件の状況	関係資料の整理による。
	環境保全対策の実施状況	関係資料の整理による。

注 1) 環境保全対策の実施状況の調査期間について、工事の施行中に関する環境保全対策の調査期間は、工事の施行中の随時とする。



凡例

- : 計画地
- : 市界
- : 電波障害調査地点
- : 電波到来方向
- : 新施設及び関連施設



1:7,500

0 100 300m

図 5.9-1
電波障害調査地点

注 1) 調査地点の数字は地点番号を示す。